

# 久御山町農業委員会会議録

1. 開催日時 令和4年2月7日(月)午後1時30分

2. 開催場所 久御山町役場 5階 会議室51、52

3. 出席委員

1番	村	田	正	己	
2番	山	口	吉	広	
3番	久	乗	清	和	
4番	上	田	幸	子	
5番	上	田	隆	健	
6番	中	村	日	出	美
7番	田	中	壽	嗣	
8番	内	田	裕	夫	
9番	石	塚	義	博	
10番	辻	村	忠	雄	
11番	南		和	弘	
12番	芳	川	清	志	
13番	林		勉		
14番	森		一	博	
15番	井	上	文	彦	
16番	神	原	均		
17番	内	田	孝	司	
18番	川	嶋	久	治	
19番	吉	田	武		
20番	林		吉	一	

4. 会議録署名委員      3番 久 乗 清 和  
  4番 上 田 幸 子

5. 委員会に職務のため出席した者の職氏名

農業委員会事務局局長	山 澤 貴 志 子
農業委員会事務局	藪 内 雄 基
農業委員会事務局	高 橋 華 寿 紀
農業委員会事務局	三 宅 七 聖

6. 議 事

- 議案第1号      農地法第3条の規定による許可申請について  
  (3条許可)
- 議案第2号      農業経営基盤強化促進法第18条第1項の決定に  
  ついて (利用権設定)
- 報告第1号      農地法第4条第1項の規定による許可申請(事業  
  計画変更) 取下げ願について  
  (4条許可事業変更取下げ)
- 報告第2号      農地法第4条第1項第8号の規定による転用届出  
  について (4条届出)
- 報告第3号      農地法第18条第6項による賃貸借契約合意解約  
  の通知について (賃貸借合意解約)

7. 会議の経過

(事務局長)

それでは、令和4年第2回久御山町農業委員会定例総会を始めさせていただきます。携帯電話をお持ちの方は、電源をお切りになるかマナーモードにするなど、音が出ないようにご配慮をお願いいたします。

本日の出席委員は、農業委員が14名中14名、農地利用最適化推進委員6名中6名で、定足数に達していますので、総会は成立をしております。

また、さる1月26日に実施しました現地調査委員名を報告させていただきます。なお、敬称は省略いたします。

1番 村田委員

2番 山口委員

7番 田中会長

13番 林勉委員

事務局2名により実施をしております。

それでは、開催にあたりまして田中会長よりごあいさつをお願いいたします。

(会長)

会長あいさつ

それでは本日の議事につきましては、お手元の資料の通りでございます。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について(3条許可) 3件

議案第2号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の決定について(利用権設定) 5件

報告第1号 農地法第4条第1項の規定による許可申請(事業計画変更)取下げ願について(4条許可事業計画変更取下げ) 1件

報告第2号 農地法第4条第1項第8号の規定による転用届出について(4条届出) 1件

(会長)

報告第3号 農地法第18条第6項による賃貸借契約合意解約の通知について  
(賃貸借合意解約) 1件

以上です。どうぞよろしくお願ひいたします。

それでは、議事に入る前に、本日の議事録の署名委員を指名をいたします。3番の久乗委員、4番の上田幸子委員、どうぞよろしくお願ひをいたします。

それでは、お手元の資料に基づきまして、順に進めて参ります。議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について、3条許可を議題といたします。

それではまず、現地調査の報告を調査委員、よろしくお願ひをいたします。

(●●委員)

議案第1号受付番号3から受付番号5の案件につきまして、現地調査の報告をさせていただきます。

本件該当地については、特に問題のないものと思われます。以上です。

(会長)

それでは、議案第1号受付番号3は、資料の後ろにございます、報告第3号農地法第18条第6項による賃貸借契約合意解約の通知について、受付番号1と関連する内容ですので、まとめて審議をお願ひをいたします。それでは、事務局より説明を願ひます。

(事務局)

それでは、議案第1号受付番号3について説明する前に、関連する内容といたしまして、報告第3号農地法第18条第6項による賃貸借契約合意解約の通知について、受付番号1を先に報告いたします。

報告第3号受付番号1について、議案書20ページをご覧ください。内容については記載のとおりです。今回、残存小作権を合意解約する条件として、議案第1号受付番号3の農地を譲渡するというような内容になっております。

(事務局)

所在地につきましては、詳細地図及び該当農地の写真の11ページをご覧ください。

この合意解約については、令和4年1月18日付けで会長専決し、届出の受理をさせていただきましたことを申し添えておきます。

改めまして、議案第1号受付番号3について議案書1ページをご覧ください。こちらが、合意解約の条件として、譲渡される農地となっております。

また、農地法第3条第2項の判断基準に基づき作成いたしました農地法第3条調書については、議案書2ページをご覧ください。

所在地については、詳細地図及び該当農地の写真の1ページをご覧ください。

会長よろしく申し上げます。

(会長)

審議案件、議案第1号受付番号3、及び報告第3号受付番号1について、何かご意見ご質問はございませんか。

今、事務局から2件につきまして、説明がございましたがよろしいですか、特にないですか。特にご意見ご質問もないようでございます。

それでは採決に入ります。議案第1号受付番号3を許可することに賛成の農業委員さんの挙手をお願いします。

挙手全員。よって、許可することに決定をいたします。

続きまして、議案第1号受付番号4について、事務局より説明を願います。

(事務局)

それでは、議案第1号受付番号4について、議案書3ページをご覧ください。内容については記載のとおりです。

(事務局)

また、農地法第3条第2項の判断基準に基づき作成いたしました農地法第3条調書については、議案書4ページをご覧ください。

所在地については、詳細地図及び該当農地の写真の2ページをご覧ください。

会長よろしく申し上げます。

(会長)

議案第1号受付番号4について、今、事務局から説明がございましたが、何かご意見ご質問はございませんか。

よろしいですか。特にご意見ご質問もないようでございます。それでは採決に入ります。議案第1号受付番号4を許可することに賛成の農業委員さんの挙手をお願いいたします。

全員挙手。よって、許可することに決定をいたします。

続きまして、議案第1号受付番号5について、事務局より説明を願います。

(事務局)

それでは、議案第1号受付番号5について、議案書5ページをご覧ください。内容については記載のとおりです。譲受人の情報につきましては、議案書6ページの別紙をご覧ください。

また、農地法第3条第2項の判断基準に基づき作成いたしました農地法第3条調書については、議案書7ページをご覧ください。

所在地については、詳細地図及び該当農地の写真の3ページをご覧ください。

会長よろしく申し上げます。

(会長)

ただ今、議案第1号受付番号5の説明がございました。この受付番号5につきまして、何かご意見ご質問はございませんか。

よろしいですか。特にご意見ご質問もないようでございます。

それでは、採決に入ります。議案第1号受付番号5を許可することに賛成の農業委員さんの挙手をお願いします。

全員挙手。よって、許可することに決定をいたします。

続きまして、議案第2号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の決定について、利用権設定を議題といたします。

それではまず、議案第2号受付番号5から受付番号9の案件について、5から9の案件につきまして、現地調査の報告を調査委員、お願いをいたします。

(●●委員)

議案第2号受付番号5から受付番号9の案件につきまして、現地調査の報告をさせていただきます。

受付番号5から受付番号7及び受付番号9の案件につきまして、特に問題ないものと思われれます。

受付番号8につきましては、すでにハウスが建てられて、使用されているように見受けられます。

(会長)

続きまして、議案第2号受付番号5の案件につきまして、まず事務局より説明を願います。

(事務局)

議案第2号受付番号5について、議案書8ページをご覧ください。内容については記載のとおりです。

また、利用権の設定等を受ける者の農業経営の状況等及び農業経営基盤強化促進法第18条調書につい

(事務局)

ては、議案書 9 ページをご覧ください。

所在地については、詳細地図及び該当農地の写真の 4 ページをご覧ください。

会長よろしく申し上げます。

(会長)

議案第 2 号受付番号 5、この案件につきまして、何かご意見ご質問はございませんか。

よろしいか。特にご意見ご質問もないようでございます。

それでは採決に入ります。議案第 2 号受付番号 5 につきまして、可とすることに賛成の農業委員さんの挙手をお願いします。

全員挙手。よって、可とすることに決定をいたします。

続きまして、議案第 2 号受付番号 6 の案件について、事務局より説明を願います。

(事務局)

議案第 2 号受付番号 6 について、議案書 10 ページをご覧ください。内容については記載のとおりです。

また、利用権の設定等を受ける者の農業経営の状況等及び農業経営基盤強化促進法第 18 条調書については、議案書 11 ページをご覧ください。

所在地については、詳細地図及び該当農地の写真の 5 ページをご覧ください。

会長よろしく申し上げます。

(会長)

議案第 2 号受付番号 6 につきまして、何かご意見ご質問はございませんか。

よろしいか。特にご意見ご質問もないようでございます。



(会長)

それでは採決に入ります。議案第2号受付番号6について、可とすることに賛成の農業委員さんの挙手をお願いいたします。

全員挙手。よって、可とすることに決定をいたします。

続きまして、議案第2号受付番号7の案件につきまして、事務局より説明を願います。

(事務局)

議案第2号受付番号7について、議案書12ページをご覧ください。内容については記載のとおりです。

また、利用権の設定等を受ける者の農業経営の状況等及び農業経営基盤強化促進法第18条調書については、議案書13ページをご覧ください。

所在地については、詳細地図及び該当農地の写真の6ページをご覧ください。

会長よろしく申し上げます。

(会長)

議案第2号受付番号7、この案件につきまして、何かご意見ご質問等はございますか。

よろしいですか。特にご意見ご質問もないようでございます。

それでは採決に入ります。議案第2号受付番号7につきまして、可とすることに賛成の農業委員さんの挙手をお願いいたします。

全員挙手。よって、可とすることに決定をいたします。

続きまして、議案第2号受付番号8は報告第1号農地法第4条第1項の規定による許可申請、事業計画変更取下げ願について、4条許可事業計画変更の取下げ、受付番号1に関連する内容ですのでまとめて審議をいたします。事務局より説明を願います。

(事務局)

それでは、議案第2号受付番号8について説明する前に、関連する内容として、報告第1号農地法第4条第1項の規定による許可申請、事業計画変更取下げ願について（4条許可事業変更取下げ）受付番号1を先に報告いたします。

報告第1号受付番号1について、議案書18ページをご覧ください。内容については記載のとおりです。本件につきましては、11月総会に上程し、審議継続となっていた案件を取下げるという内容になっております。取下げの理由といたしましては、当初の目的どおり、従業員用の駐車場として利用するためです。

所在地については、詳細地図及び該当農地の写真の9ページをご覧ください。ご覧のとおり、現在、建物のほうは撤去されています。

本件については、令和4年1月18日付けで会長専決いたしましたことを申し添えておきます。

改めまして、議案第2号受付番号8について、議案書14ページをご覧ください。内容については記載のとおりです。本案件は、10月総会で上程し、否決になった案件ですが、今回、先ほどの報告をいたしましたとおり、違反状態が解消されましたので、改めて提出のほうをされました。

利用権の設定等を受ける者の農業経営の状況等及び農業経営基盤強化促進法第18条調書については、議案書15ページをご覧ください。10月総会で上程した際は、法人名は異なるのですが、代表者が同じということで、第18条調書の第3項第2号イ「借人の経営農地は全て適正に管理されており、保有している機械の能力、農作業従事者の状況からみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれる」に対して事務局案としてバツを付けましたが、今回、この度、建物のほうが撤去され、違反状態が解消されましたので、今回はマルとさせていた

(事務局)

だいております。

所在地につきましては、詳細地図及び該当農地の写真の 7 ページをご覧ください。

会長よろしく申し上げます。

(会長)

審議案件、議案第 2 号受付番号 8、及び報告第 1 号受付番号 1 について、今、事務局から詳細な説明がございました。この案件につきまして、何かご意見ご質問はございませんか。

よろしいですか、よろしいですか。特にご意見ご質問もないようでございます。

それでは採決に入ります。議案第 2 号受付番号 8 について、可とすることに賛成の農業委員さんの挙手をお願いいたします。

挙手多数。よって、可とすることに決定をいたします。

続きまして、議案第 2 号受付番号 9 の案件について、事務局より説明を願います。

(事務局)

議案第 2 号受付番号 9 について、議案書 16 ページをご覧ください。内容については記載のとおりです。

また、利用権の設定等を受ける者の農業経営の状況等及び農業経営基盤強化促進法第 18 条調書については、議案書 17 ページをご覧ください。

所在地については、詳細地図及び該当農地の写真の 8 ページをご覧ください。

会長よろしく申し上げます。

(会長)

議案第 2 号受付番号 9 の説明が事務局からございました。この件につきまして、何かご意見ご質問はございませんか。

(会長)

よろしいですか。特にご意見ご質問もないようでございます。

それでは採決に入ります。議案第2号受付番号9について、可とすることに賛成の農業委員さんの挙手をお願いいたします。

全員挙手。よって、可とすることに決定をいたします。

本日、予定をしておりました審議案件につきましては、これで終わりたいと思います。これより報告に入ります。

議案書ですね、1ページ飛ばしていただきまして、19ページ、19ページの報告第2号受付番号1。これにつきまして、農地法第4条第1項第8号の規定による転用届出について、4条届出でございますが、これにつきまして事務局から報告を願います。

(事務局)

報告第2号受付番号1について議案書19ページをご覧ください。内容については記載のとおりです。所在地については、詳細地図及び該当農地の写真の10ページをご覧ください。

本件については、令和4年1月7日付けで会長専決し、届出者に対して受理通知書を発行しましたことを申し添えておきます。

会長よろしく申し上げます。

(会長)

報告案件ですが、この報告第2号受付番号1につきまして、何かご意見等あれば、頂戴を致したいと思いますが、よろしいですか。

特にないようでございますので、これで本日予定しておりました審議と報告は全て終わりたいと思います。

————— 午後1時48分 終了 —————